

議案第127号

上越市法定外公共物管理条例及び上越市準用河川管理条例の一部改正について
上越市法定外公共物管理条例及び上越市準用河川管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年12月4日提出

上越市長 中川幹太

上越市法定外公共物管理条例及び上越市準用河川管理条例の一部を改正する条例
(上越市法定外公共物管理条例の一部改正)

第1条 上越市法定外公共物管理条例(平成14年上越市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2中	「	155円	を	「	175円	に改める。
	60円	65円				
	115円	130円				
	3,530円	3,940円				
	7,060円	7,895円				
	7,060円に長径が120cmを超える15cmまでごとに706円を加算した額	7,895円に長径が120cmを超える15cmまでごとに789円を加算した額				
	175円	195円				
	155円	175円				
	135円	150円				
	」	」				

(上越市準用河川管理条例の一部改正)

第2条 上越市準用河川管理条例(平成14年上越市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第3中	「	175円	を	「	195円	に改める。
	155円	175円				
	135円	150円				
」	」					

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の上越市法定外公共物管理条例別表第2の規定及び第2条の規定による改正後の上越市準用河川管理条例別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の徴収に係る採取料について適用し、同日前の徴収に係る採取料については、なお従前の例による。